

被害木等対策補助金 Q&A

(令和 2 年 10 月 26 日現在)

問 1 対象森林は 2 条森林（森林法第 2 条に定める森林）となっているが、対象外となるような森林は何か。

(回答)

森林法第 2 条第 1 項の但書において、「主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹」は森林に含めないこととあります。

このただし書きは、森林状態を呈している場所であっても、森林法の対象として取り扱うことを不相当とするものについては森林として取り扱わない旨を規定しています。

具体的には耕作によるリンゴ畑や公園、公共施設や住宅等の敷地、宗教法人法で規定する境内地及び墓地等が該当します。判断に迷う場合は一度ご相談ください。

問 2 対象者は市内の森林を所有する者となっているが、林業事業体は申請できないのか。

(回答)

本補助金では、森林所有者としております

問 3 被害地が複数の所有者にまたがっている場合、関係所有者の連名で申請できるか。

(回答)

可能です。ただし重複して申請しないよう注意してください。

問 4 申請は何回でもできるのか。

(回答)

原則、1 者につき年 1 回とします。

問 5 幹周 20 cm 以下の樹木や倒れている状態の樹木は対象とならないのか。

(回答)

補助対象経費としては含めて差し支えありませんが、上限額を算出するための 1 本当たりの単価ではその費用はみておりません。

問6 具体的な補助上限額の計算方法は

(回答)

例えば、

【上限単価対象】

(伐倒・整理) 幹周 20-30cm : 5本、幹周 30-60cm : 4本、
幹周 60-90cm : 6本、幹周 90cm- : 4本、

【上限単価対象外】

(伐倒・整理) 20cm未満 : 5本

(整理のみ) 倒木 : 3本

の場合、上限額は、

幹周り	1本あたり上限単価 (円)	本数	上限額 (円)
20 cm未満	対象外	5	-
20-30cm	2,000 円	5	10,000
30-60cm	7,400 円	4	29,600
60-90cm	18,200 円	6	109,200
90cm-	34,400 円	4	137,600
倒木	対象外	3	-
計			286,400

実行経費 : 310,000 円であった場合、

$$286,400 < 310,000$$

補助金額 : 286,000 円 (千円未満切り捨て)

問7 実行経費にはどのような費用を計上してよいのか。

(回答)

被害木等の伐倒・玉切り・整理に要する経費となります。

問8 伐採した木を搬出して利用してもよいのか。

(回答)

かまいませんが、搬出・運搬に係る経費は補助対象外ですので、区分できるようにしてください。また、運搬は検査後にしていただくようお願いいたします。

問9 緊急に伐採する必要がある場合は、交付決定前に着手できるか。

(回答)

本補助事業では交付決定前着手を認めております。相当な理由があれば事後

申請も可能です。ただし、審査の結果、想定していたよりも補助金額が少なくなる可能性があること等をご承知おきください。

また、できれば着手前に森づくり課へご一報をお願いいたします。

問 10 測量は必要か。

(回答)

補助金額の算定に面積を必要としないため不要です。ただし、隣接所有者の樹木を誤って伐採してしまわないよう、所有境界を事前に確認しておくようお願いいたします。

問 11 樹木が傾いている等危険な状態で幹周り等を調査できない場合はどうすればよいか。

(回答)

このような場合には無理に立ち入らず、写真や目測で申請いただき、伐採後に測ることにかまいません。

問 12 交付申請時の添付書類はどのようなものがあるか。

(回答)

現況がわかる写真、現地の位置がわかる図面、伐採事業者との契約書の添付をお願いします。なお、補助金とは別に、伐採届の提出や保安林となっている場合には事前の申請を行うなど、必要な手続きも忘れずお願いします。

問 13 実績報告時の添付書類はどのようなものがあるか。

(回答)

作業前後の状況がわかる写真の添付をお願いします。

※この Q&A は随時更新する予定です。最新の Q&A をご確認ください。